

2021年9月2日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
CRE ロジスティクスファンド投資法人
代表者名 執行役員 伊藤 毅
(コード番号 3487)

資産運用会社名
CRE リートアドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 毅
問合せ先 企画部長 戸田 裕久
TEL:03-5575-3600

新投資口発行（グリーンエクイティ・オフアリング）に関するお知らせ

CRE ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2021年9月2日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行に関し決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、今回の新投資口発行は、グリーンエクイティ・オフアリング（注）として実施します。

（注）グリーンエクイティ・オフアリングの詳細は、下記「<ご参考>4. グリーンエクイティ・オフアリングを実施した理由」をご参照ください。

記

公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 募集投資口数 64,550口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額) 2021年9月9日（木）から2021年9月14日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に開催する本投資法人役員会において決定します。
- (3) 払込金額 未定
(発行価額)の総額
- (4) 発行価格 未定
(募集価格) 発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。
- (5) 発行価格 未定
(募集価格)の総額
- (6) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称します。）に一般募集分の全投資口を買取引受けさせます。SMB C日興証券株式会社は一般募集の単独ブックランナーです。なお、上記募集投資口数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行（グリーンエクイティ・オフアリング）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- 国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売されることがあります。また、一般募集は、本募集対象機関投資家(下記「<ご参考>1.一般募集の対象者について」にて定義します。)を対象とします。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(11)記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払い込み、発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。
- (8) 申込単位 1口以上1口単位
- (9) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日
- (10) 申込証拠金の入金期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
- (11) 払込期日 2021年9月15日(水)から2021年9月21日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とします。
- (12) 受渡期日 払込期日の翌営業日
- (13) 払込金額(発行価額)、発行価格(募集価格)、その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金商法」といいます。)による届出の効力発生を条件とします。

<ご参考>

1. 一般募集の対象者について

一般募集は、本投資法人の機関投資家層の拡大によって投資口のより適正な価格形成に資することを目的として、国内の適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家といいます。)のうち、銀行、金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者、保険会社、企業年金連合会、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号。その後の改正を含みます。)第10条第1項第9号に定める農業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫、並びに海外の機関投資家(以下、これらを「本募集対象機関投資家」と総称します。)を対象として行います。

本投資法人は、第10期(2021年6月期)末時点の本投資法人の投資主構成を踏まえ、価格形成能力が相対的に高いと考えられる国内及び海外の機関投資家の割合を増やすことにより、より適正な投資口価格の形成に資することとなり、これは、ひいては本募集対象機関投資家に限らない全ての投資主の投資主価値のさらなる向上につながると考え、一般募集の対象を本募集対象機関投資家としています。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	500,150口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	64,550口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	564,700口

3. 発行の目的及び理由

本投資法人は、主に築浅・好立地・高稼働率のスポンサー開発物件を、投資主価値が向上するよう適正な価格で、時機を捉えて機動的に取得することにより、質の高い、長期安定的な資産運用に資するポートフォリオを構築し、投資主に良質な投資機会を提供することを目指しており、本日付「国内不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」にて公表しました資産(以下「取得予定資産」

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行(グリーンエクイティ・オフERING)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目録見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

といえます。)の取得は本投資法人の投資基準に合致しております。

取得予定資産の取得を検討するに際し、1口当たり分配金水準、1口当たりNAV水準、LTV及びマーケット動向等を勘案の上、今回の新投資口の発行を決定しました。

4. グリーンエクイティ・オフリングを実施した理由

CREグループ(注1)は、「永・徳・環」という経営理念を掲げています。①社会の発展のため、永続的に貢献していく姿勢を示す「永」、②他者と社会の利益を考えて行動する「徳」、③社会との繋がりを大切に、循環する未来社会の創造を目指す「環」の実現に向けて、本投資法人のスポンサーであるCREは、環境への配慮のため、物流施設の開発段階におけるBELS評価(注2)の取得を推進しており、太陽光パネルの設置、LED照明の導入、環境性能の高い外壁パネルの採用等環境に配慮した開発を行っています。

本投資法人は、このような環境に配慮した物流施設を取得することが、社会の持続的成長につながるものと考えており、ポートフォリオの過半数(取得金額ベース)がグリーン適格資産(注3)となるように物件取得を行っていく方針です。また、本投資法人は、環境に配慮した物流施設を取得することに加え、環境改善に資すると考えられる追加設備の導入等を積極的に検討していきます。

本投資法人は、ESG(注4)への取り組みを更に推進するため、2021年8月、「グリーンボンド原則2021年版(注5)」に定める4つの核となる要素(1.調達資金の使途、2.プロジェクトの評価と選定のプロセス、3.調達資金の管理、及び、4.レポート)並びに「グリーンボンドガイドライン2020年版(注6)」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版(注7)」を参照し、グリーンエクイティ・フレームワーク(以下「本グリーンエクイティ・フレームワーク」といいます。)を制定しました(注9)。

本投資法人は、DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下「DNV」といいます。)(注10)より、本グリーンエクイティ・フレームワークが、グリーンボンド原則等で定められる4要素の主要な要件に適合している旨のセカンドパーティ・オピニオン(注11)(注12)を取得しています。一般募集は、本グリーンエクイティ・フレームワークに則り実施されるグリーンエクイティ・オフリングです。

本投資法人は、グリーンエクイティ・オフリングの実施を含むグリーンファイナンス(注13)による資金調達を活用して資金調達手段の多様化を進めるとともに、環境に配慮した物流施設の取得を推進し、社会の持続的成長に貢献します。

(注1)「CREグループ」とは、株式会社シーアールイー(以下「CRE」といいます。)及びそのグループ会社をいいます。CREグループは、CRE並びにその子会社及び関連会社(2020年7月末日現在、連結子会社9社、関連会社4社)で構成されます。

(注2)「BELS評価」とは、建築物省エネルギー性能表示制度をいい、国土交通省が定める「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン(2013)」に基づき、第三者機関が非住宅建築物を対象とした省エネルギー性能の評価及び表示を適確に実施することを目的として開始された制度をいいます(なお、2016年4月以降は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。その後の改正を含みます。)第7条に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号。その後の改正を含みます。)に定められた第三者認証制度の1つとなり、また、住宅が適用範囲に追加されています。)。本制度では、新築建物、既存建物にかかわらず様々な尺度を基に第三者機関が省エネルギー性能を評価し、その評価は5段階(★~★★★★★)で表示されます。

(注3)「グリーン適格資産」とは、本グリーンエクイティ・フレームワークの一定の適格クライテリアを満たす資産をいいます。

(注4)「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)及びガバナンス(Governance)の3つの分野を総称していいます。以下同じです。

(注5)「グリーンボンド」とは、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当される資金を、企業や地方自治体等の発行主体が調達するために発行する債券であり、原則として国際資本市場協会(International Capital Market Association。以下「ICMA」といいます。)が定める「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)」に則って発行されます。「グリーンボンド原則」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいいます。以下同じです。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行(グリーンエクイティ・オフリング)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (注6) 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内で更に普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいいます。
- (注7) 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローン(注8)についてグリーンローン原則(注8)との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内で更に普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。
- (注8) 「グリーンローン」とは、一般に、グリーンローン原則(Green Loan Principles)に準拠したローンをいいます。以下同じです。「グリーンローン原則」とは、ローン・マーケット・アソシエーション(Loan Market Association)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(Asia Pacific Loan Market Association)、及びローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション(Loan Syndications & Trading Association)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいいます。
- (注9) 本投資法人は、本グリーンエクイティ・フレームワーク制定にあたり、SMB C日興証券株式会社をグリーンエクイティ・ストラクチャリング・エージェントとして起用しています。「グリーンエクイティ・ストラクチャリング・エージェント」とは、グリーンエクイティ・フレームワークの制定及びセカンドパーティ・オピニオン取得に係る助言等を通じて、グリーンエクイティ・オフファリングによる資金調達支援を行う者をいいます。
- (注10) 「DNV」は、1864年に設立されたノルウェー王国の首都オスロに本部を置くESG評価における第三者評価機関であるDNVの日本法人です。環境省のグリーンボンド発行支援者登録者(外部レビュー部門)や、低炭素経済に向けた大規模投資を促進する国際NGOである気候債券イニシアチブより認定を受けた検証者としてグローバルに活動し、国内外で多くの検証報告書やセカンドパーティ・オピニオン提供実績を有する組織です。以下同じです。
- (注11) グリーンボンド原則において、外部レビューは、「セカンドパーティ・オピニオン」、「検証」、「認証」、「格付」の4類型が示され、「セカンドパーティ・オピニオン」とは専門性を有する第三者機関がグリーンボンド原則等との適合性に関する意見を表明すること、「検証」とは外部評価機関が環境基準等に関連する一定の基準(発行体が作成した内部基準も含まれます。)との適合性を保証又は証明すること、「認証」とは認定された第三者機関等が一般的に認知された外部のグリーン性評価基準への適合性を確認し認証を付与すること、「格付」とは専門性を有する調査機関や格付機関等の第三者機関が確立された格付手法を基に評価又は査定すること、をそれぞれいうものとされています。以下同じです。
- (注12) DNVは、外部レビュー機関としてグリーンボンド原則及び関連する基準を参照し、また、グリーンエクイティ・オフファリング特有の調達資金の管理面を考慮した上で、本グリーンエクイティ・フレームワークの適格性を評価しています。ただし、これらの諸原則、基準は、本来、投資口のような資本性のある資金調達を想定したものではありません。また、DNVは、一般募集そのものについて評価を行っているわけではありません。DNVによる当該意見表明は、グリーンエクイティ・オフファリングにより発行される投資口の財務的なパフォーマンス、投資の価値又は長期の環境便益に関して保証を提供するものではありません。DNVによる当該意見表明はあくまで本グリーンエクイティ・フレームワークに対する意見表明に過ぎず、一般募集の対象である本投資法人の投資口に付された意見表明ではありません。DNVによる当該意見表明は信用格付とは異なり、また、所定の信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。
- (注13) グリーンエクイティ・オフファリング、グリーンローン及びグリーンボンドによる資金調達を総称して、「グリーンファイナンス」といいます。

5. 目論見書の電子交付

引受人による一般募集における目論見書の提供は、書面ではなく、全て電子交付により行われま
す(注)。目論見書の電子交付は、紙やインク等の削減につながるため、全ての目論見書を電子交付
により提供することは、グリーンファイナンスを推進する本投資法人の精神にかなうものと考えて
います。本投資法人は、今後も地球環境への負荷を最小限に抑えることにつながる取り組みを常に
検討し、地球環境の保全に貢献していきます。

(注) 本投資法人は、電磁的方法による目論見書記載事項の提供を目論見書の電子交付と呼んでいます。目論見書提供者は、目論見
書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものと
みなされます(金商法第27条の30の9第1項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。そ
の後の改正を含みます。)(以下「特定有価証券開示府令」といいます。))第32条の2第1項)。したがって、当該同意が得られ
ない場合、また、当該同意が撤回された場合(特定有価証券開示府令第32条の2第7項)は、目論見書の電子交付はできませんが、
一般募集においては引受人は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ投資口を販売します。

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行(グリーンエクイティ・オフファリング)に関して一般に公表するための文書であり、投
資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書及びそ
の訂正事項分(作成された場合)をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道
発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)に基づいて証
券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件に
おいては米国における証券の募集は行われません。

6. 調達する資金額、使途及び支出予定時期
(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

13,232,000,000円

(注) 上記金額は2021年8月20日（金）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金（13,232,000,000円）については、取得予定資産の取得資金の一部に充当します。取得予定資産は本投資法人が制定した本グリーンエクイティ・フレームワークの適格クライテリアを満たすプロジェクトに該当しています。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

7. 配分先の指定

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本日付「2021年12月期及び2022年6月期の運用状況の予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

9. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等
(1) 最近3営業期間の運用状況

	2020年6月期 (第8期)	2020年12月期 (第9期)	2021年6月期 (第10期) (注1)
1口当たり当期純利益(注2)	2,872円	3,107円	3,092円
1口当たり分配金	3,086円	3,392円	3,398円
うち1口当たり利益分配金	2,792円	3,067円	3,042円
うち1口当たり利益超過分配金	294円	325円	356円
実績配当性向(注3)	100.0%	100.0%	100.0%
1口当たり純資産	115,329円	120,757円	124,138円

(注1) 2021年6月期(第10期)については、金商法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表に関する監査法人の監査は終了していません。

(注2) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均投資口数で除することにより算定しています。

(注3) 実績配当性向=分配金総額(利益超過分配金は含まない)÷当期純利益×100

(2) 最近の投資口価格の状況
① 最近3営業期間の状況

	2020年6月期 (第8期)	2020年12月期 (第9期)	2021年6月期 (第10期)
始値	132,900円	150,600円	157,900円
高値	156,000円	171,800円	189,300円
安値	82,000円	143,900円	147,500円
終値	151,300円	157,100円	187,500円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行（グリーンエクイティ・オフERING）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

② 最近 6 か月の状況

	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月
始値	154,200円	175,300円	181,500円	178,300円	188,000円	207,800円
高値	173,300円	182,800円	182,300円	189,300円	208,700円	231,000円
安値	147,500円	173,000円	167,800円	177,200円	187,200円	207,000円
終値	171,300円	181,000円	178,600円	187,500円	207,800円	227,600円

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2021年9月1日
始値	227,100円
高値	230,600円
安値	226,900円
終値	229,200円

(3) 最近 3 営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

①公募増資

発行期日	2020年1月21日
調達資金の額	12,118,392,000円
払込金額（発行価額）	137,709円
募集時における発行済投資口の総口数	259,250口
当該募集による発行投資口数	88,000口
募集後における発行済投資口の総口数	347,250口
発行時における当初資金用途	特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年2月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

②公募増資

発行期日	2020年7月13日
調達資金の額	10,366,438,500円
払込金額（発行価額）	142,494円
募集時における発行済投資口の総口数	347,250口
当該募集による発行投資口数	72,750口
募集後における発行済投資口の総口数	420,000口
発行時における当初資金用途	特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年7月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行（グリーンエクイティ・オフERING）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

③第三者割当増資

発行期日	2020年8月12日
調達資金の額	498,729,000円
払込金額（発行価額）	142,494円
募集時における発行済投資口の総口数	420,000口
当該募集による発行投資口数	3,500口
募集後における発行済投資口の総口数	423,500口
発行時における当初資金使途	借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年8月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に調達資金の一部を借入金の返済資金の一部に充当済み、残余については特定資産の取得資金の一部に充当済み

④公募増資

発行期日	2021年1月19日
調達資金の額	10,345,122,000円
払込金額（発行価額）	141,714円
募集時における発行済投資口の総口数	423,500口
当該募集による発行投資口数	73,000口
募集後における発行済投資口の総口数	496,500口
発行時における当初資金使途	特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2021年1月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

⑤第三者割当増資

発行期日	2021年2月10日
調達資金の額	517,256,100円
払込金額（発行価額）	141,714円
募集時における発行済投資口の総口数	496,500口
当該募集による発行投資口数	3,650口
募集後における発行済投資口の総口数	500,150口
発行時における当初資金使途	借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2021年2月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に調達資金の一部を借入金の返済資金の一部に充当済み

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行（グリーンエクイティ・オフERING）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

10. 売却・追加発行の制限

(1) 本投資法人の執行役員兼CREリートアドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の代表取締役社長である伊藤毅及び本資産運用会社の取締役兼CREの代表取締役社長である亀山忠秀は、一般募集に際し、SMB C日興証券株式会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等を行わない旨を合意します。

上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

(2) CREの筆頭株主である京橋興産株式会社は、一般募集に際し、SMB C日興証券株式会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降90日を経過する日までの期間、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等を行わない旨を合意します。

上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

(3) CREは、一般募集に際し、SMB C日興証券株式会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降90日を経過する日までの期間、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等を行わない旨を合意します。

上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

(4) 本投資法人は、一般募集に際し、SMB C日興証券株式会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降90日を経過する日までの期間、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（ただし、本投資口の投資口分割等の場合の発行等を除きます。）を行わない旨を合意します。

上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://cre-reit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行（グリーンエクイティ・オフERING）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。